



# 埼玉県報

第 2 6 2 7 号  
平成 2 6 年 9 月 9 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [特別支援学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [県立学校ファイル共有サーバの賃貸借及び運用管理業務委託に関する落札者等の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [男性警察官用冬服上衣の製造請負に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [平成26年9月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

# 告示

埼玉県告示第千二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 岡内欣也

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

## 八 変更年月日

平成二十六年七月十日

## 二 届出年月日

平成二十六年八月二十一日

## 二 縦覧期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県本庄市本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業四十三街区一画地外

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイスア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

（変更後）株式会社ベイスア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中仁

群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四

## ハ 変更年月日

平成二十六年八月二十一日外

二 届出年月日

平成二十六年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷市谷中町二丁目計画

埼玉県越谷市谷中町二丁目五十九番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社タケシマ 代表取締役 竹島一夫

埼玉県越谷市谷中町二丁目五十八番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社MeLTS 代表取締役 彌栄悠樹

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年四月二十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社 M e L T S 午前十時から翌午前〇時

株式会社ドン・キホーテ 午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前〇時から翌午前〇時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年八月二十日

二 縦覧期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、  
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台二二、三五
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 二三 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鳩山町大字奥田字羽黒百十四番二 他四十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万千五百二十一立方メートル



## 告 示

埼玉県告示第千二百三十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都豊島区東池袋二丁目六十番三号

株式会社ヒューマンプラス

二 指定年月日

平成二十六年九月四日

## 告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年3月1日（日）から平成31年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 相浦、山本 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月21日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月20日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月21日（火）午前9時50分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成26年10月21日（火）午前10時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年10月8日（水）午前10時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年9月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-93

01 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775 (直通))  
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: 4,383 computers.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m.  
October 21, 2014, By mail; 5:00 p.m. October 20, 2014, In person; 9:50  
a.m. October 21, 2014.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division,  
Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural  
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,  
Telephone 048-830-6625.

## 告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

特別支援学校教職員用コンピュータ賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年2月1日（日）から平成31年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。



- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 相浦、山本 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月21日（火）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月20日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月21日（火）午後1時50分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成26年10月21日（火）午後2時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年10月8日（水）午後2時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年9月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-93

01 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775 (直通))  
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to thin client systems for 36 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 2:00 p.m. October 21, 2014, By mail; 5:00 p.m. October 20, 2014, In person; 1:50 p.m. October 21, 2014.

(3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625.

## 告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校ファイル共有サーバの賃貸借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

50,559,228円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年6月24日

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
男性警察官用冬服上衣 1,280着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社そごう・西武 東京都千代田区二番町5番地25
- 5 落札金額  
28,353,024円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年6月17日

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十五年十二月二十四日

指令川建セ第二五〇一一七〇号

## 二 検査済証番号

平成二十六年九月三日

川建セ第二六 八一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字中新田一一九〇番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一一八二番地

島田 久徳



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十六年五月二十日

指令川建セ第二六〇〇一九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十六年九月四日

川建セ第二六 八六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字岡谷六九七番五、六九七番六

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字田甲六九七番地三

菅本 稔、菅本 亜希乃

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

一 許可番号

平成二十六年七月十七日

熊建セ第〇八二六〇〇二号

二 検査済証番号

平成二十六年九月一日

熊建セ第百五十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢萩畝三千五十番三、四、字高根沢大谷

三千八十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県 埼玉県知事 上田 清司

# 告 示

埼玉県選管告示第五十一号

平成二十六年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年九月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、一八二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三八、六三四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、五六二人

南第二区

一四三、八八四人

南第三区

二三、四一四人

南第四区

三八、五四九人

南第五区

三〇、九七六人

南第六区

四三、〇二〇人

南第七区

二六、三九九人

南第八区

二五、四七一人

|        |         |
|--------|---------|
| 南第九区   | 四〇、八五七人 |
| 南第十区   | 四七、四八五人 |
| 南第十一区  | 三〇、七五二人 |
| 南第十二区  | 三〇、三三八人 |
| 南第十三区  | 六一、七六六人 |
| 南第十四区  | 三二、〇一四人 |
| 南第十五区  | 一九、〇六九人 |
| 南第十六区  | 三〇、四四九人 |
| 南第十七区  | 一九、七七二人 |
| 南第十八区  | 四三、七三八人 |
| 南第十九区  | 一九、四七九人 |
| 南第二十区  | 三三、六三四人 |
| 南第二十一区 | 三五、三〇八人 |
| 南第二十二区 | 二一、一二四人 |
| 西第一区   | 九三、八三八人 |
| 西第二区   | 四〇、七六八人 |
| 西第三区   | 二二、四九六人 |
| 西第四区   | 四二、七三二人 |
| 西第五区   | 一五、八九三人 |
| 西第六区   | 二九、三七八人 |
| 西第七区   | 二三、八一三人 |
| 西第八区   | 九四、三二六人 |
| 西第九区   | 一五、六〇二人 |
| 西第十区   | 一三、三六一人 |
| 西第十一区  | 二七、二三三人 |
| 西第十二区  | 一八、九六八人 |
| 西第十三区  | 一一、七一四人 |
| 西第十四区  | 二四、三六〇人 |
| 西第十五区  | 二六、六七三人 |
| 北第一区   | 一八、一九六人 |
| 北第二区   | 一二、〇一五人 |
| 北第三区   | 一五、二二五人 |
| 北第四区   | 二一、三七八人 |
| 北第五区   | 四八、九八四人 |

北第六区  
東第一区  
東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

五五、〇四六人  
二三、二九〇人  
一五、一九八人  
一八、七六五人  
一五、〇九八人  
一九、二三七人  
一七、四六六人  
二九、〇三八人  
五五、二〇九人  
八九、四四四人  
二二、五七四人  
三六、八一四人  
一七、七五五人  
一四、八四七人  
三一、三〇七人  
一八、〇六二人